

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

5

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等

提案団体

鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。

具体的な支障事例

平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の負担軽減、効率化につながる。

根拠法令等

総合保養地域整備法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、岡山県、福岡県

—

各府省からの第1次回答

総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。

同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。

市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、

・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス

・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響

を確認するため審査が必要である。

このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○大規模小売店舗立地法第6条における店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、店舗毎に変更後速やかに届出することとなっている。当県においては、近年、同法第5条第1項に基づく新設の届出が増加傾向にあり、変更があった場合には、今後さらに同法第6条に基づく変更の届出が増加するものと考えられるため、除外することにより行政の負担軽減に繋がると考えられる。

○複数店舗を展開している法人の代表者の変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者にとっても、行政側にとっても、過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者の変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続が多大となり、第6条第1項の目的に比して手続が過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないとする。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いとされる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和

提案団体

前橋市、群馬県、太田市、沼田市、安中市、中之条町、嬭恋村、片品村、玉村町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。

具体的な支障事例

自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。

地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。

当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。

しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。

あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市

○地域脱炭素に向けた自治体による率先した取組が求められているなか、当提案は自治体による再生可能エネルギー電力の活用可能性を拡げるものであり、有益であるとする。

○指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。

○当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。

○当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。

各府省からの第1次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

43

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が自己託送を利用する場合において、地方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。

具体的な支障事例

自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。
地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。
前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めるとの回答であった。
指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。
しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定管理者制度など多様な行政運営手法を活用している地方公共団体においても自身が設置する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力の有効活用策の選択肢が増える。
あわせて、再エネ設備の導入状況や地域の再エネポテンシャルといった地方公共団体ごとの実情に合わせた温室効果ガス削減に向けた対策の幅を広げることができる。

根拠法令等

電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条及び第3条、自己託送に係る指針(令和3年11月18日経済産業省)、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20210706資第1号)、地方自治法第244条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、新潟市、大阪府、広島市、今治市、熊本市

- 指定管理施設への自己託送可否について、関係機関との協議に時間を要している。
- 当市では令和4年4月より自己託送実証事業を行っており、今後指定管理施設についても託送先施設として検討を行うため。
- 当市では、まだ指定管理者施設への自己託送を実施していないが、今後、指定管理者施設へ自己託送することも想定されることから、再生可能エネルギーの有効活用策の選択肢を広げる必要がある。

各府省からの第1次回答

自己託送制度は、自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する制度です。自己託送を利用することができる者は、電気事業法第2条第1項第5号口における「電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物を維持し、及び運用する」者と定められており、指定管理者制度を活用した場合であっても、自治体が当該設備を維持し、及び運用していることが認められる場合には自己託送を利用することが可能となっています。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

86

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止

提案団体

宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

法人代表者の氏名変更に係る届出を省略できるようにするため、大規模小売店舗立地法(以下、法という。)及び同施行規則を以下の通り改正することを求める。

法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」

施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」

具体的な支障事例

【現行制度について】

店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概要の公告等を行うこととされている。

【支障事例】

店舗設置者または小売業者の法人代表者氏名の変更については、複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び行政側の事務処理の負担が大きくなっている。同法第6条第1項の法解説によれば、設置者等に関する基本的な情報の変更については、都道府県としてもその事実を了知しておく必要があるとされているが代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。また、昨今のインターネット等の普及により容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっている。

【支障の解決策】

大規模小売店舗立地法及び同施行規則の改正を行い、法人代表者の氏名変更を同法第6条第1項の届出事項から除外する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該改正が行われることで、事務の省力化が図られ、全国規模で届出者、行政双方の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市

○複数店舗を展開している法人の代表者が変更する場合は、既に届け出ている全ての店舗分について変更の届け出が必要となる。代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられるが、届け出の都度、公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが関連する全ての店舗分発生するため、届け出者と行政双方に過度な事務の負担となっている。

○複数店舗を展開している法人の代表者氏名の変更について、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出を処理する必要があり、当県においても事務処理の負担が大きい。

○大規模小売店舗立地法第6条第1項では、店舗設置者及び小売業者の法人代表者氏名の変更を届出事項として定めているが、これらは、変更があったことを把握できていれば事足りる事項であり、法の解説においても「変更後遅滞なく報告がなされれば足りる」としている。それに対して変更届出の手続きは、代表者の変更が生じる都度届出を出さなければならず、複数店舗を構える法人に至っては手続きが多大となり、第6条第1項の目的に比して手続きが過度な負担となるものである。そのため、法人代表者の氏名変更に係る届出を廃止することで、届出者及び行政側双方の手続き業務の負担を軽減することが可能となる。

○当県においても同様に設置者又は小売業者の代表者変更に伴う届出を毎年50件ほど受理している。代表者氏名の変更が、地域住民の生活環境に支障をきたす恐れはないと思料するため、法の趣旨を鑑みても届出を廃止することによる特段の影響は生じないと考える。

○複数店舗を展開する法人の代表者変更の件数が近年大幅に増加し事務負担が大きくなっている。特に、設置者ではない複数店舗を展開する小売店の代表者変更については、周辺地域の生活環境との関連性は薄いと考えられる。また、届出受理後公告・縦覧手続きをとり、立地市町村への通知、意見聴取を行っているが、意見が提出されたことはなく、問い合わせがあったこともない。

各府省からの第1次回答

今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなども想定されている。従って、引き続き届出を求めることとしたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省

求める措置の具体的内容

店舗等の非住家の被害認定に係る指針等を整理し、明確化すること。

具体的な支障事例

平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要なとなっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

店舗等の非住家の被害認定に係る指針が明確化されることにより、市町村間での被害認定のばらつきを防止するほか、迅速な被害認定調査や罹災証明書の発行に結びつき、被災者に対する各種支援制度の適用がスムーズになることによって早期の生活及び事業再建が期待できる。
また、全国的な相互支援体制の整備が進む中、応援職員による支援の円滑化に繋がるなど、防災業務の標準化の推進にも効果が期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県

○非住家の罹災証明書については被害認定に係る指針がないことから、交付の対象とするか等、災害が発生する度に対応に個別に対応を決定してきたところである。

各府省からの第1次回答

今回の質問は、店舗のみではなく非住家全般に関する指針等の明確化を求められていると認識しておりますが、そもそも住家の罹災証明書は、全ての被災者の生活の根幹である「住まい」の被災状況を証明する書面として、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき発行されるものであり、各種公的支援の判断材料として使わ

れていることから、内閣府において、統一的な指針である「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考資料として作成しているところです。

非住家については、各自治体において「被災証明書」等として、それぞれの用途に応じて、任意に発行されているものであり、統一的な基準を作成することは考えておりません。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

石油貯蔵施設立地対策等交付金申請に係る都道府県経由事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

「石油貯蔵施設立地対策等交付金」について、都道府県が市区町村等の計画などを取りまとめて国(経済産業局)へ申請をしているが、国(経済産業局)と各市区町村等で直接事務作業を行っていただきたい。

具体的な支障事例

実質的に市区町村等が策定する計画などに基づいた事業実施のとりまとめが主たる目的となっており都道府県にとっては、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられる。

本交付金に係る都道府県事務は以下のとおり。

- ①昨年度末時点での石油貯蔵量の報告:4月中頃
- ②交付金および都道府県の事務交付金の交付申請:上期申請(毎年5月16日から5月31日までの間)、下期申請(10月16日から10月31日までの間)
- ③実績報告:交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日が属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日(交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の4月20日)まで
- ④その他、各種変更があった場合の変更申請手続き。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における行政事務にかかる時間が多いため、都道府県を介することなく、国(経済産業局)と市区町村等が直接手続きを行うことで行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県

○都道府県経由で申請した場合、県の交付決定後の事業開始となることや、実績報告の提出、市町村への支払、額の確定を年度内に実施することとなるため、市町村の事業実施期間が短くなっている実情がある。

各府省からの第1次回答

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、

①都道府県が事業を実施する「直接交付事業」と市町村が事業を実施する「間接交付事業」の両事業から構成されていること。

②「間接交付事業」については、申請内容について、各都道府県の公共用の施設の整備計画や地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行う必要があること。

③都道府県、石油貯蔵施設が設置されている市町村と隣接する市町村への交付額の配分等について調整が必要であること。

等の理由により、都道府県がとりまとめて交付申請等の事務作業を行うことが必要である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

171

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化

提案団体

川西市、兵庫県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る特定中小企業者及び特例中小企業者の認定事務は全国一律であることから、認定事務の円滑化、迅速化及び負担軽減のため、国が認定申請のための統一的なオンラインプラットフォームを整備及び導入し、事業者や金融機関が市町村等に行う認定申請及び信用保証協会における認定内容確認のオンライン化を求める。統一的なプラットフォームとすることで、事業者や金融機関が複数の市町村へ申請する際にも画一的な方法で簡便に行うことができるようにする。

具体的な支障事例

【現状】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

近年、添付書類の簡略化や、電子申請を取り扱う地方公共団体があるなど、少しずつ事務負担が軽減されている。しかし、全国的には中小企業者が地方公共団体に来庁して紙ベースの申請書及び添付資料を提出し、証明書を発行する手続を行っており、まだ事務手続の軽減・迅速化の余地がある。

【支障】

令和2年2月以降のコロナ緊急融資の申込殺到により、密を避けるべき状況下において、全国的に窓口の混乱が問題となった。

現状、オンライン環境が未整備の地方公共団体においては、証明書発行を受けるまでに来庁又は郵送で申請する必要があり、事業者又は代理で申請する金融機関にとって負担となっていることに加え、融資手続の停滞や融資実行の遅れが生じている。

新型コロナウイルス感染症拡大のリスクとなる移動や接触を減らすため、来庁や郵送での申請を継続することは避けるべきである。

添付書類の多さや減少率の手計算による数値確認も事務負担となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が減少した際は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比較することとなっているが、事業者が理解しておらず比較年度を間違えて申請しているケースが多く、再申請の事務負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減し、セーフティネット保証及び危機関連保証制度に係る認定事務の迅速化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスク軽減が図られる。

根拠法令等

特定中小企業者認定要領、特例中小企業者認定要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市

○認定申請事務のオンライン化により、感染対策や審査事務の負担軽減が図れることや、自動点検が可能となり計算間違い等による訂正の必要が無くなるなどメリットがある。

○セーフティネット保証制度の認定事務は、来庁又は郵送により行っているが、今回のコロナ対策のように、全国的に影響のある事由によりセーフティネットが発動された場合、多くの申請が事業者からあるため、窓口が混乱することになる。認定事務自体は、複雑な作業ではないため、コロナ禍においては、移動や接触をなるべく避けるべきである。また、金融機関の速やかな融資実行事務の妨げにもなっている。

○現状、認定申請は郵送または窓口でしか受け付けていないため、事業主または代行金融機関の負担となっている。また、認定書の有効期限が1か月と定められている中では、受け取りに時間がかかることで、その後の融資実行までの手続が遅れ有効期限を失効することがある。また、全国一律の制度であるが、各自治体において独自様式を定めている場合もあり、代行金融機関が混乱している等の支障もあり、オンラインプラットフォーム構築により事務負担の軽減や手続の迅速化に高い効果が見込める。

○特に令和2年度は申請件数が多く、窓口申請者が殺到して対応に時間がかかった。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、デジタル化やオンライン化は必須であるが、市町村が単独でシステム構築・導入することは難しい。

○全国一律に押印廃止と法規定等整備するか、電子押印等、現行の行政システムに対応する必要がある。

○国がオンライン申請のプラットフォームを整備し、申請を一元化することで地方公共団体及び事業者の事務負担軽減に繋がる。ただし、地方公共団体、事業者の手続が煩雑になり、逆に双方の負担が増えることがないようなプラットフォームの構築を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答

セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっており、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプの構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

184

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)

提案団体

山形県、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、西川町、朝日町、大江町、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加え、採石業に対し、都道府県が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)

具体的な支障事例

豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。

採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、法第33条に基づく岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。

採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会の過去の裁定では、都道府県における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、都道府県が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。

岩石採取計画の認可は都道府県の自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、都道府県は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。

環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、都道府県が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

採石法を改正し、認可基準に「水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目」を加える(もしくは、条例等により都道府県が認可基準を設定すること)により、都道府県が地域の環境に応じて岩石採取計画の認可の可否を判断することが可能となり、水資源をはじめとする豊かな地域環境の保全や自然を資源とする地域振興に寄与することができる。

根拠法令等

採石法第 33 条及び第 33 条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形市、浜松市、熊本市、大分県

—

各府省からの第 1 次回答

採石法では、「岩石採取計画の認可」について、法第 33 条に基づき都道府県知事の認可を受けることとなり、採石法施行規則の第8条の 15 第2項第8号において、岩石採取計画の認可申請書類の一つとして、岩石の採取に係る行為に関し他の行政庁の許認可等を必要とするときは、その許認可等を受けていることを示す書類の添付が規定されている。

岩石採取計画の認可権限を有する地方自治体は、その地域に見合った条例等を整備し、これを踏まえて当該認可業務を実施することで、より地域の実情を反映した対応が可能となっている。

さらに、公害等調整委委員会の鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事案「山形県飽海郡(あくみぐん)遊佐町(ゆざまち)吉出(よしで)字臂曲(ひじまがり)地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(公調委平成 30 年(フ)第1号事件)」では、令和4年6月 28 日付けで、他法令の許可等を受ける見込みが失われたことを理由とする、「岩石採取計画の認可」の不認可処分を認める裁定が出されている。

こうしたことから、地域に見合った条例等の整備により地域環境の保全を考慮した上で当該認可業務を実施することが可能であり、採石法を改正する必要は無いと考える。

(参考)公害等調整委委員会裁定事案 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/yuzamachi30_1.html

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

187

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

電気工事士免状の交付申請手続のデジタル化

提案団体

埼玉県、新潟県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請に際して添付が義務付けられている「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。
また、再交付の申請に際して添付が義務付けられている「顔写真」の電子データによる提出を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

電気工事士免状(第一種・第二種)の交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第6条に基づき、「試験に合格していること等を証明する書類」及び「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。また、電気工事士免状の再交付申請においては、申請者は電気工事士法施行規則第8条に基づき、「顔写真(2枚)」を提出しなければならないとされている。

なお、当県における電気工事士免状の交付実績は令和2年度で3,656件、令和3年度で5,887件、うち再交付実績は令和2年度で258件、令和3年度226件である。

【支障事例について】

都道府県が、電子申請システム等を利用した交付申請手続を導入する場合に、申請者は、申請書を電子申請等で、顔写真等を必ず郵送等で提出することとなる。

一つの手続について、複数の方法で申請書等の提出を求めることは申請者の負担増加となり、電気工事士免状(第一種・第二種)交付申請及び再交付申請のデジタル化を妨げる要因となっている。

【支障の解決策】

「試験に合格していること等を証明する書類」については、電気工事士試験の合格通知ハガキ(原本)の両面を撮影したものを画像データとして受領できるならば、合格通知ハガキに記載されている「合格番号」を把握できる。

また、「顔写真」については、令和4年4月1日から順次、電気工事士免状のプラスチックカードによる交付が開始されるが、経済産業省は、申請者から提出された顔写真をスキャナで取り込み画像データへ変換した後、氏名・生年月日等とともに印刷する方法を示している。免状の作成に当たって、顔写真を画像データに変換するのであれば、申請時に画像データを受領する方が効率的と考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

添付書類の郵送が不要となり、電子申請のみで交付申請を行うことができるようになれば、申請者の利便性向上に繋がる。

また、プラスチックカードによる交付に当たって、顔写真のスキャナでの取り込みが不要となり、行政の事務負担の軽減も見込まれる。

根拠法令等

電気工事士法第4条、同法施行令第2条及び第4条、同法施行規則第6条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県、大分県

○郵送による申請時において書類不備があった場合に、現状では写真の郵送はやむを得ないが、合格通知書が画像データにて対応できるようになれば、書類不備に伴う審査遅延による発行期間が短縮でき、申請者の利便性が高まる。そのうえ、第2種電気工事士については電子申請導入時には電子申請のみで書類手続きが完結することになり、第1種電気工事士においても実務経験証明書の原本のみを後日、郵送等にて対応することになり、コロナ禍における繁忙期の申請の際、窓口における混雑の緩和等の導入効果が期待される。また、「顔写真」については、電気工事士免状のプラスチックカード化の際には写真をスキャナで読み込んで印刷するために画質の悪化も懸念されるが、データで受け取ることで免状の画質も向上し、有資格者としての身分証明書の信頼度も高まることが期待できる。

○免状交付業務を委託しているため、住基ネットを利用することができないので、あわせて住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類のデータでの提出が認められることが必要（電気工事法施行規則第6条第2項）

各府省からの第1次回答

電気工事士法施行規則（以下「施行規則」とする。）による申請書類の提出を電子で行うことについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき、各都道府県の判断によりオンラインで申請を受付けることは可能である。

一方、御指摘のとおり、施行規則において、写真については、「写真二枚を添えて」とあるため、電子データでの提出であっても、2枚用意をしなければならないと解釈されうる記載となっている。そのため、いただいたご意見を踏まえ、令和4年度中にオンライン手続も想定した規定に施行規則を改正することを検討したい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法等に基づく届出のワンズオンリー化

提案団体

埼玉県、さいたま市、熊谷市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

環境関連施設を有する企業が、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の複数の規制法令に基づき、各法令ごとにほぼ同内容の届出を複数の自治体に対して行うことが義務付けられている現行制度を見直すこと。具体的には、事業者がオンラインで届出を行うことで、複数の規制法令に基づく一括の届出と見なすことができ、複数の自治体に情報が共有されるシステムを構築すること。

また、オンラインシステムの構築に向けて、1つの届出により以下①及び②が達成できるよう現行の規定を見直すこと。

①複数の規制法令に基づく一括の届出と見なす。②対象施設が複数の地方自治体に設置されている場合においてもそれぞれに届出を行ったこととみなす。

特に①については、オンラインシステムの実装を待たずに規定を見直すこと。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等の複数の規制法令に基づく届出対象施設を設置している工場・事業場の事業者は、氏名・住所等の変更や、地位の承継があった場合に、各々の法令に基づく届出書(氏名等変更届及び承継届)に、ほぼ同一の事項を記載して、施設の所在地を管轄する地方自治体に提出しなければならない。例えば、廃棄物焼却炉は、大半が大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法といった複数の規制法令に該当する施設であり、各々の法令に基づく複数の届出書を提出する必要がある。また、届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者の場合においても、事業者は各々の地方自治体に対して、同内容の届出を行わなければならない。

【支障事例について】

現行制度下では、複数の法令ごとに、または、複数の地方自治体に対して、ほぼ同内容の届出を行わなければならない事例があり、事業者の負担となっている。また、同内容の届出であるにもかかわらず、各法令に基づく届出様式や、届出先の自治体が複数存在するため、事業者が様式や届出先の自治体を誤る事例もあるなど、制度が煩雑となっている。

【制度改正の必要性】

平成8年3月29日付け環境庁通達において、事業者への負担軽減を鑑み、複数法令で使用できる氏名等変更届及び承継届に関する書式の共通化及び届出窓口の一元化に配慮するよう示されている。しかしながら、本通達では、氏名等変更届及び承継届について必要枚数を複写した上で、法令ごとに提出する方法が示されている。また、届出窓口の一元化も、同一自治体に提出する場合に限定されており、その効果は限定的と考えられる。(届出対象施設を複数の地方自治体で設置している事業者は所在地を管轄する地方自治体に対し、同内容の届出を行わなければならない。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワンスオンリー化、オンライン化の実現により、行政事務の効率化及び届出を行う事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 11 条、第 12 条、大気汚染防止法施行規則第 11 条、第 12 条、水質汚濁防止法第 10 条、第 11 条、水質汚濁防止法施行規則第 7 条、第 8 条、ダイオキシン類対策特別措置法第 18 条、第 19 条、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 6 条、第 7 条、工業用水法第 9 条、第 10 条、工業用水法施行規則第 7 条、第 8 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 7 条、第 8 条、騒音規制法第 10 条、第 11 条、騒音規制法施行規則第 8 条、第 9 条、振動規制法第 10 条、第 11 条、動規制法施行規則第 8 条、第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、郡山市、ひたちなか市、前橋市、浜松市、豊橋市、豊田市、滋賀県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県

○当市でも同様の事例が生じており、同事業所で複数の法令の施設を設置している場合、それぞれ届出をしなければならないが、一部の施設の届出が漏れてしまっているケース等が見受けられる。一届出で複数の法令の届出が可の様式になれば、それらの防止ができる。

○例えば A・B・C 市に設置している施設について、届出は A 市にすれば、B・C 市にも届出したことになると思われるが、この場合 A 市から B・C 市に届出内容を送付しなければならないなどの業務量の増加が推測される。また、事業所においても A・B・C 市のどこに届出すればいいのかの判断基準がない。また、A 市は B・C 市にその事業所が施設を設置しているのかの情報を持っていないため、届出を受け取っていいのかわからない。それらの問題が懸念されるため各々の地方自治体に届出する現行制度を維持したい。

○新型コロナウイルス感染症により、「人と接触を避ける」非対面での行政手続が求められていることから、地方自治体が「登記情報提供サービス」により所有者等を確認することで、届出者の利便性の向上や負担軽減に大きく資する。届出のオンライン化の実現性が高くなることから、統一的な手法として認められることが望ましい。

各府省からの第 1 次回答

御指摘の①②のような課題に対しては、現在、環境省においてオンラインで行うことができるよう検討を進めているところ。事業者及び地方公共団体の利便性の向上に加え、御担当者の事務負担ができる限り軽減されるよう、工夫して検討していきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付決定の早期化及び交付対象事業間における流用の容認

提案団体

聖籠町、七ヶ浜町、神栖市、今治市、新上五島町、東串良町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

石油貯蔵施設立地対策等交付金について、申請期間を「毎年5月16日から5月31日まで」から「毎年4月1日から5月31日まで」に改め、年度早期からの事業着手が可能となるよう交付決定の早期化を図るとともに、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用を認め、各地方公共団体における弾力的な運用を可能にしたい。

具体的な支障事例

本交付金は、石油貯蔵施設の設置に伴う公共用施設の整備事業に対して、国から対象地方公共団体に所定の金額が交付(市町村にあっては都道府県を経由した間接交付)されるものであり、申請時期が年2回(上期:5/16~5/31、下期:10/16~10/31)設けられている。

当町では、令和3年度における交付対象事業の一つとして消防ポンプ自動車の購入を計画し、上期申請に係る交付決定(令和3年7月27日付け)後、遅滞なく入札準備を進めていたところ、コロナ禍での半導体不足に加え、仕様を満たし得る車種がメーカーの都合で生産停止に陥ったため、やむを得ず当該事業を中止し、交付金充当額を減額する事態が発生した。当該減額分については、他の交付対象事業に流用することが認められていないことから、下期申請として「12月以降に着手し、かつ、当年度内に完了するハード事業」を急遽設計し、臨時議会を開催して補正予算の可決を受けることで、辛うじて対応することができた。

例年、上期申請において交付限度額の上限まで充当できるような計画を立て、進捗管理に万全を期しているところであるが、電源立地地域対策交付金のように4~5月の事業着手が可能となっているものと比較すると、本交付金に係る現在の交付決定のスケジュールでは、不測の事態が発生した場合に、円滑な公共用施設の整備が困難となるおそれがある。

また、一般に、降雪時期を含むハード事業(道路事業等)では、通常よりも余裕を持った工期を組まなければならないことを踏まえると、下期申請において実施可能な事業は非常に限定的となってしまうが、交付対象事業間における流用が容認されれば、交付金充当額を減額することとなった場合であっても、必ずしも下期申請を行うことなく、上期に交付決定を受けた実施計画の変更承認を受けることにより、当該減額分を効率的に活用できるようになると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付決定の早期化に伴い、必要な公共用施設を円滑に整備することができるようになるほか、実施計画の変更に基づく交付対象事業間での流用が認められることによって交付金の効率的・効果的な活用が可能となり、住民の福祉の更なる向上につながる。

根拠法令等

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和 53 年通商産業省告示第 434 号)第9条及び第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

知多市、兵庫県、山陽小野田市、高松市

—

各府省からの第 1 次回答

石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付申請の手続きについては、

- ・各市町村が交付限度額の算定の根拠となる貯蔵量(前年度の末日時点でのタンク容量)の確認と、それに基づく当該年度の交付額の算定と申請内容の精査
- ・各都道府県が、市町村からの交付額のとりまとめや、各実施事業について、公共用の施設の整備計画、法令に基づく地域振興計画等に照らしつつ、申請市町村や関係部局・省庁と、必要に応じ十分調整又は協議を行い、申請内容等の審査を行った上で、都道府県から国に交付申請を行うため、年度開始時期から一定程度の時間を要するもの。

また、要件を満たした場合は複数年度にわたる基金の造成ができることになっており、こうした制度を活用することで年度早期からの事業着手も可能な場合がある。

こうした実態や現行制度を踏まえながら、更にどのような工夫ができるのか検討したい。

また、各実施事業の交付決定にあたっては、事業の実施計画ごとに、交付対象施設や対象経費等を等審査した上で交付しており、その内容の変更が生じた場合は経済産業大臣の承認を受けることとしている。事業内容が変更になる場合にこの変更承認を経ずに流用することは、適正な交付内容が維持されているか等が確認できないことから、認めることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業経営承継円滑化法に係る事務について、国から都道府県への権限移譲及びこれまでの制度改正により、都道府県の事務量が増加している。
ついては、令和3年度に制度追加がなされた所在不明株主に関する会社法の特例をはじめとする、都道府県が行う認定や報告確認事務における必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成29年度に中小企業経営承継円滑化法(以下「円滑化法」という。)の事業承継税制及び金融支援の認定事務が国から都道府県に移譲された。平成30年度以降、事業承継税制制度が逐次、拡充されるとともに、令和2年度には金融支援の制度拡大、令和3年度には所在不明株主に関する会社法の特例制度が新設された。

【支障事例】

上記制度改正に伴い、都道府県の認定事務等が大幅に増加しており、効率的な業務遂行に支障が生じている。下記に例として挙げている事業承継税制の認定や金融支援の認定に係る事務については、審査や書類不備による再提出依頼、再提出書類の審査等を総合して、1件あたり3～4時間の作業時間を要している。また、認定後の年次報告については、認定後5年間継続して提出されるため、認定件数の過年度累計が毎年提出されるため、事務量が年々増加している状況である。

(例)事業承継税制の認定数:平成20～平成29年度 8件

平成30～令和3年度 58件

金融支援の認定数:平成20～平成29年度 0件

平成30～令和3年度 4件

【制度改正の必要性】

都道府県の認定事務が大幅に増加しているため、必要書類の削減や手続きの簡素化により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化を図る必要がある。

【支障の解決策】

事業承継税制、金融支援、所在不明株主に関する会社法の特例の3制度における、都道府県が行う認定や報告確認事務に係る必要書類を削減し、手続きの簡素化を行うことで支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の効果】

認定及び報告時の必要書類の削減により、事業者にとって負担が軽減されるとともに、新設された所在不明株主に関する会社法の特例制度をはじめとする円滑化法に基づく制度がより活用しやすいものとなる。加えて、書類の削減により都道府県の認定及び報告確認事務の時間短縮及び効率化が図られる。

根拠法令等

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条、第12条、第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、栃木県、山梨県、長野県、大阪府、岡山県、高知県、福岡県、宮崎県

○当団体の認定申請の件数は、拡充前の10年間で163件、基準緩和後の2年間で275件となっている。（平成30年度の84件に対して、平成31年度は191件、令和2年度は144件、令和3年度は225件と増加傾向である。）また、認定件数の増加により年次報告が累増し、令和4年度の年次報告の処理件数は450件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事案を処理しなければならない。事案が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。

○平成30年度～令和3年度における当県の事業承継税制の認定件数は53件。認定に係る事務作業に加え認定後5年間提出される年次報告の確認作業の業務負担は年々増加している。特に贈与税の猶予にあたっては、年次報告書の提出期限が6月（一部は7月）に設定されているため、当該月に確認作業が集中している。

○事業承継税制の認定数

平成20年度～平成29年度:39件

平成30年度～令和3年度:97件

○制度改正後から事業承継税制の認定数は、年間約30件で推移している。認定後5年間毎年行う年次報告は、法で規定されている報告期限の6～7月に約8割が集中し、令和6～12年度は年間約150件発生する見込みである。また、必要書類が多いこともあり、申請書類の不備が多々発生しており、再提出に係る事務処理に時間がかかることから、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第1次回答

これまでの簡素化の実績として、平成31年には贈与認定を受けた事業者において、先代経営者に相続が発生し切替確認が必要となった際、切替確認申請書のみで足りるものとして、臨時報告書を不要とする等の取組を進めてきた。さらに、令和4年9月1日施行予定の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の改正において、随時報告書の提出書類の簡素化を予定している。

また、令和3年4月に事業承継税制に係る質疑応答集を作成・共有済みであり、今後も上記の改正に伴う更新を予定する等、内容の充実にも努めている。

このように、事務負担が増加していることについては真摯に受け止め、可能な限り負担軽減ができるように進めて来た次第であり、今後ご意見を踏まえながら検討を進めていく所存である。

他方、現状の様式等も法令の要件充足を検証する上で最低限の記載事項としている認識があり、また資料の削減をする際は財務省等の関係者との調整も必要となるため、慎重に検討を進めたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているため、電気・ガス供給事業者への照会を行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税務局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求めらる。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年 2 月 26 日付け国土交

通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。

他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

288

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

財務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

セーフティネット保証制度に係る市町村長等が行う特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務について、商工会議所又は商工会の推薦を必要とするマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)のように商工会議所及び商工会においても認定可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。

【制度改正の必要性】

新型コロナウイルス感染拡大により創設された本制度に係る認定申請の件数が非常に多く、事務負担が膨大なものとなっている。

令和2年度実績:第5項関連が706件(4号認定512件、5号認定194件)、第6項関連(危機関連保証)が544件

令和3年度実績:第5項関連が71件(4号認定41件、5号認定30件)、第6項関連(危機関連保証)が33件

また、認定事務を行う行政職員は、企業経営に対する知識が浅いものが多いため、書面確認による認定事務が作業的になりがちであり、本来行うべき「適切な支援の提供」を行うことが難しい。

【支障の解決策】

セーフティネット保証制度を利用する中小企業者は、経営状況が悪化しているため、制度利用による迅速な融資実行はもちろんのこと、経営状況に対する適切な助言も必要である。

そのため、公的機関に近い立場として中小企業の経営相談を受ける商工会議所及び商工会で認定事務を行うことが可能となることで、厳しい経営状況にある中小企業者の実態を迅速に把握し、融資実行に加えて適切な支援を提供できるようになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商工会議所及び商工会が経営が厳しい中小企業者の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが出来る。また、認定機関を増やすことで、認定事務の迅速化にもつながる。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市

○個人零細事業主などは、セーフティネット申請とともに、他の補助制度の案内や資金繰りといった経営相談も求められることがあるが、当市では対応が難しいため、商工会議所等を案内することになり事業主の負担となっている。認定窓口が当市のみのため、事務が集中し、かなりの負担となった。会議所等の経営支援機関でも行えるようになれば、その後の支援に繋げやすくなる。また、認定窓口の分散化は事務の一極集中を防ぐことになり、結果的に事務の迅速化に繋がる。その際は、各認定窓口で情報共有が可能になるよう、手続きのオンライン化、プラットフォーム化も合わせて実施してもらいたい。

○各申請を審査する際、事業者ごとに異なる事業内容や、売上高の算出を確認・理解するのに時間を要している。

○令和2年2月以降、セーフティネット保証制度の認定申請が殺到したことにより、これまで累計で約 5,300 件の処理を行っており、担当職員（1名）が少ない中、膨大な事務量となっている。本申請は、感染対策のため、基本的に郵送で対応しているが、緊急的に資金繰り支援が必要となる場合は、金融機関や事業者が来庁して申請するケースも多く、感染リスクが高くなっている。新型コロナウイルス感染症に限らず、原油価格高騰や円安など、世界の不確実性が高まってきており、セーフティネット保証制度の申請件数が今後も増加すると推察される。膨大な事務量を効率的に処理していくため、産官連携の考えのもと、市内中小企業の伴走型支援を実施している商工会議所や商工会を認定機関に追加することで、認定事務の迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。

コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度）し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。

しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

291

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

計量法に基づく水道メーターの検定有効期間の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し

具体的な支障事例

【背景】

人口減少に伴い、料金収入の低下や労働力人口の減少が見込まれる中、水道事業運営の仕組みを抜本的に見直し、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進することが求められている。なかでもDX推進の柱となるスマートメーターの導入は、検針費用の削減や水道施設整備の効率化に大きく期待できる取組である。

東京都ではデジタル技術の導入によるお客さまサービスの向上や業務の効率化・最適化を目指し、令和4年から令和6年までに約13万個のスマートメーターの先行導入を計画策定している。

先行導入に当たっては、スマートメーターの購入費用が課題となっており、コスト低減の促進が不可欠である。そこで、将来を見据えた更なるスマートメーター導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。

【支障内容】

検定有効期間の妥当性については、平成12年度の計量行政審議会において審議され、現行の8年を維持するとの判断が示された。しかし、審議当時のメーターに比して計量精度の向上等を踏まえた新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても、検定有効期間は見直されていない。

また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方式が異なるにも関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。

【措置内容】

適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式別の検定有効期間を設定する必要があると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことにより、将来を見据えたスマートメーター導入を加速することができ、お客さまサービスの更なる向上や水道事業運営に係るDXの推進が可能となる。

根拠法令等

計量法第72条、計量法施行令第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、所沢市、川崎市、横須賀市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、兵庫県、熊本市、大分県

○水道メーターは、技術の進歩により長期の使用に対する支障はほとんど見られないと考えられる。メーターの耐久性等の検証を行い検定の見直しについて再度検討をお願いしたい。今後スマートメーターの導入に向けて検討する上で、メーターの購入・交換費用等が大きな負担となることが課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながりスマートメーター導入の促進につながると考えられる。

○スマートメーターに限らず、すべてのメーターで JIS 基準の導入により計量精度が向上している状況にある。JIS 基準の導入後8年以上が経過し、すべてのメーターが新基準メーター設置済の状況であるにもかかわらず、検定満期は8年と変化のない状況である。さらに、スマートメーターは検針員不足、難検針や誤検針の解消など水道事業の課題解決が期待されており、そのために普及促進が急がれている。以上により計量技術が向上した現状や、スマートメーター普及促進を図るため、全てのメーターで計量法の検定満期8年を延長し、維持管理コストの低減を実現して欲しい。

○本市では中山間地域を中心に携帯電話等の不感地域が存在しており、全市的な普及によるデータ通信の安定的なサービス提供が課題となっている。本提案にある検定有効期間の見直しは、導入・運用コストの低減に大きく効果が得られるものであることから、引き続き検討が必要と考えている。

○平成 30 年度に新基準水道メーターへの移行が完了していることから、改めて適正な検定有効期間の検討及び電磁式等の普及を見据えた計測方式の検定有効期間を設定する必要がある。また、本市においても、適正かつより効率的な料金収入業務の執行及びお客様の利便性向上を目的に、水道スマートメーターの導入について検討を行っておりますが、導入コスト高が課題の一つとなっている。機械式メーターの検定有効期間の延長と電磁式メーター等の検定有効期間の新規設定を行うことは、この課題の解決に資すると考える。

各府省からの第 1 次回答

計量法では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものを「特定計量器」とし、適正な計量を実施するために技術基準を省令で規定している。その特定計量器の中で、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものは、個別に検定有効期間が定められている。この検定有効期間は、特定計量器ごとに部品の故障率、劣化具合などのデータや使用実態等を総合的に考慮し、計量性能の維持という観点から政令で定められているもので、水道メーターは、使用に伴い機械的摩耗や水垢の付着等があることから8年と定めている。仮に、検定有効期間を延長するためには、その計量性能の維持という観点から確保できることを技術的に検証する必要がある。この検証には、有効期間である8年を超えて実際に使用された水道メーターの計量性能を確認しなければならないため、使用済み水道メーターを有する水道事業者やメーカー等からのデータ提供が必須である。なお、前回平成 12 年の検討では水道事業者やメーカー等から提供されたデータを元に検証を行ったところ、8年以上使用した場合の誤差や故障率が大きくなったため、有効期間の延長は難しいとの結論となった。ご提案のとおり、その後平成 23 年から新しい技術基準に基づき製造された水道メーター（以下「新基準水道メーター」）の使用が開始され、現在は有効期間である8年以上が経過し、新基準水道メーターで8年以上使用されたものに関するデータを取得することが可能な状況となっているため、関係者の協力を得ながら、見直しについて検討することは可能。ただし、新基準水道メーター（電磁式メーターを含む）の検証には、電磁式メーターの電子部品の検証など平成 12 年当時の検証項目では対応できない部分がある。そのため、当該検討を進めていく上で、電磁式メーターに代表されるような新たな技術を踏まえた上で、検定有効期間を検証するために必要な条件を検討するための検討会を令和3年度より実施し、水道事業者の参画も得ながら検討を進めているところ。